平成２９年（フ）第５０４号
札幌市白石区南郷通15丁目北８番８－304号
債務者　相馬　眞弓
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
北海道室蘭市高砂町１丁目26番２－105号
債務者　川村　俊吾
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第３２号
北海道室蘭市高砂町１丁目26番２－105号
債務者　川村真理子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第８号
北海道名寄市字徳田65番地166　ＢＥＡＵＬＬＡＩ　Ａ号室
債務者　木下　法子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第９号
北海道名寄市西五条南３丁目２番地
債務者　執行　之雄
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第４３号
釧路市中鶴野22番５号
債務者　小野　孝則
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１９号
群馬県前橋市茂木町40番地２
債務者　鹿沼　雅紀
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４６号
群馬県佐波郡玉村町大字上飯島350番地　ＩＲマンションＢ－203
債務者　長谷川ひろ子
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
群馬県伊勢崎市連取町1697番地５
債務者　エムディ　ハミド(ＭＤ　ＨＡＭＩＤ)
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６０号
群馬県前橋市元総社町２丁目12番地５
債務者　加辺　美紀
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６４号
群馬県伊勢崎市連取元町38番地15　さくらハイツ連取102
債務者　桑子　泰一
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第６７号
群馬県前橋市文京町３丁目９番13号
債務者　鹿角　惠一
1　決定年月日時　平成29年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
群馬県高崎市筑縄町533番地２　県住Ｃ棟142号
債務者　阿部　夕子
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第５８号
群馬県高崎市上並榎町116番地　ショウパレスＢ－202号
債務者　川内　紀俊
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６０号
相模原市南区当麻798番地１アイランドガーデン102
債務者　平口　　剛
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第６７号
相模原市中央区相模原１丁目７番18号リエス相模原１丁目201
債務者　渡部　幸一
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７７号
相模原市中央区上溝2516番地１レヴィールファミリア上溝406号
債務者　梅宮千代子（旧姓小船）
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部